

船橋市福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認票

No.	項目	内 容
1	運送主体	<p>名 称：特定非営利活動法人 ロンの家福祉会 住 所：船橋市前原西4-4-8 代表者名：理事長 池田 則子 連 絡 先：047-478-3701</p> <p>(概要) 在宅で介護支援等を要する障害児(者)、高齢者並びにその家族、その他手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神のもと地域に根ざした介護支援サービスを提供し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>
2	事業内容	<p>船橋市に居住し、対象となる旅客は、会員として登録されたつぎに掲げる者及びその付添い人とする。(令和 2年4月末日現在) 詳細は名簿のとおり <u>イ： 2人、ロ： 人、ハ： 人、ニ： 54人</u> <u>合計56人</u> (ニを兼ねる)</p>
	輸送拠点	
3	利用者から收受する対価	<p>2000mまで350円 2001m以上3000mまで400円 以降、1km 増す毎に50円加算 (説明) 別紙「送迎料金一覧」のとおり 計測は自動車のメーターによるもの。</p>
	運送の対価外の対価	なし
	その他 (入会金等)	なし
4	使用する車両の種類	<p><u>ア：寝台車 台、イ：車いす車 台、ウ：兼用車 台</u> <u>エ：回転シート車 台、オ：セダン等 3 台</u> <u>合計： 3 台</u></p> <p>使用車両のすべてについて、運送主体が使用権原を有している。</p> <p>■あり (下記に内容記入) □なし ・施行規則第49条第3号に定める者の内、知的障害児者の施設送迎で使用する。</p>
	使用車両	
	使用権原	
5	運 転 者	<p><u>運転者 8 名</u> (内訳) <u>普通二種免許保持者 0名、普通免許保持者 8名</u> ○一定期間運転免許停止処分を受けていない。 《講習等の名称》 「参考様式第ホ号」のとおり</p>
6	損害賠償措置	(株)損害保険ジャパン (対人：無制限、対物：無制限、添乗者：1,000万円)
7	管理運営体制	別紙「様式5、6」のとおり
8	法令順守	別紙「様式3、宣誓書」のとおり

利用料金表

特定非営利活動法人ロンの家福祉

当会は利用会員宅（もしくは施設、特別支援学校等）から目的地、目的地から利用者会員宅までの走行距離により利用料を算出します。
運送にかかる料金は下記の通りです。

運送料金表

乗車距離	料金
2,000mまで	350円
2,001m ~ 3,000mまで	400円
3,001m ~ 4,000mまで	450円
4,001m ~ 5,000mまで	500円
5,001m ~ 6,000mまで	550円
6,001m ~ 7,000mまで	600円
7,001m ~ 8,000mまで	650円
8,001m ~ 9,000mまで	700円
9,001m ~ 10,000mまで	750円
10,001m ~ 11,000mまで	800円
11,001m ~ 12,000mまで	850円
12,001m ~ 13,000mまで	900円
13,001m ~ 14,000mまで	950円
14,001m ~ 15,000mまで	1,000円
15,001m ~ 16,000mまで	1,050円
以降同様に1,000mまでごとに50円ずつの加算	

※ 運送の対価以外の対価について
当会は運送の対価以外は算定しておりません。